

藤岡市農業委員会  
令和3年第6回  
定例会議事録

令和3年6月4日招集

## 令和3年藤岡市農業委員会第6回定例会議事録

令和3年6月4日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第6回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 30号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 31号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 33号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第 34号 農業委員会の適正な事務実施について  
報告第 11号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 12号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (13名)

- 1 番 秋山 幸夫    2 番 宮澤 一夫    3 番 清水 文江    4 番 浦部 隆  
5 番 浅見 健司    6 番 折茂 新一    8 番 関根 隆雄    9 番 折茂 高弘  
10 番 金澤 貞夫    11 番 岩下 次夫    12 番 茂木 由子    13 番 山口 暁  
14 番 福田 俊太郎

### [出席農地利用最適化推進委員] (1名) 16番 山田 武房

### [事務局]

- 事務局 長    塚本 良    事務局 次 長    高田 克巳  
次長補佐兼係長    岸 憲彦    主                      任    牧 眸美

(開 会 13時29分)

事務局次長        ただ今より令和3年第6回定例会を進行させていただきます。  
本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野地区の推進さん以外の推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、本日別会場が手配できませんので、1班・2班ともこの会場で下審査をお願いします。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長        ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長                それでは、ただ今より令和3年第6回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番 岩下委員、12番 茂木委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中にご下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13:39 休憩)

(14:11 再開)

議長                休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長            報告いたします。議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、金井のMさんが、下日野の農地を通路及び農家住宅用地として転用するもので、面積は398㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長                議案第30号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長                特に、意見もないようですので、採決します。議案第30号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長                挙手全員でありますので、議案第30号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について、1班

の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、市外のAさんが、立石新田の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は886㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、藤岡市長が、中栗須の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は1,358㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外のKさんが、金井の農地を売買で取得し、工場敷地拡張用地として転用するもので、面積は837㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市外の法人が、金井の農地を売買で取得し、太陽光発電資材置場用地として転用するもので面積は274㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外のTさんが、上日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,223㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第31号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第31号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第31号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第31号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第31号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第31号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長

報告いたします。議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から9番の4件です。整理番号6番は、市外の法人が、本動堂の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は7,916㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は995㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外のAさんが、東平井の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は601㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外の法人が、三ツ木の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するもので、面積は1,228㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第31号整理番号6番から9番について2班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号6番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。議案第31号整理番号6番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第31号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 茂木委員どうぞ

茂木委員 分家住宅で、面積が500㎡を超えていますが。

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。分家住宅で原則500㎡の敷地設定した際に、小規模の残地が発生した場合、当該地以外に整った土地がない場合は最大2割、600㎡まで許可可能となっております。今回実測で599㎡と都市計画課の開発担当から報告を受けています。

議長 よろしいですか。

茂木委員 はい。

議長 他に意見はありますか。

(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第31号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第31号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第31号整理番号9番は許可と決定します。

続きまして、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

ただ今、議案第32号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書5ページから9ページの利用権の設定について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 利用権の設定については原案のとおり決定します。次に議案書10ページの所有権の移転について何か意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 所有権の移転については原案のとおり決定します。続きまして、議案第33号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第33号について、事務局からの説明が終わりましたが、初

めに整理番号1番から16番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第33号農用地利用配分計画（案）1番から16番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第33号農用地利用配分計画（案）1番から16番については、そのように決定します。次に17番と18番の審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(山口委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第33号農用地利用配分計画（案）17番と18番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第33号農用地利用配分計画（案）17番と18番については、そのように決定します。

(山口委員着席)

議長 次に19番から21番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第33号農用地利用配分計画（案）19番から21番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第33号農用地利用配分計画（案）19番から21番については、そのように決定します。続きまして、議案第34号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 ただいま、議案第34号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第34号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第34号農業委員会の適正な事務実施については原案のとおり決定します。続きまして、報告第11号・12号を一括して上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 ただ今、報告第11号・12号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（なし）

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第6回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

（審議終了 14時39分）